

若碁 style 会則

平成 27 年 9 月 27 日作成

平成 28 年 1 月 31 日改定

1会の名称

若碁 style(わかごすたいる)

2代表・連絡先

権藤未希(ごんどうみき)

メールアドレス:wakago.style15@gmail.com

HP アドレス:<http://wakago.web.fc2.com/index.html>

3会の目的・活動内容

皆で囲碁を楽しむ。

初心者・級位者も拒まず、楽しめるよう心掛ける。

北海道圏において活動し有段者に限らず初心者・初級者・級位者含め対象とする。

囲碁以外に懇親会、合宿等、人的交流も率先して行う。

定例会:月 1 回開催

会場:日本棋院北海道本部(札幌市中央区北4条西6丁目:毎日札幌会館 6F)

会費:参加者のみ、その都度1000円。

入会費・年会費は設定しない。

懇親会参加は任意、会費は随時設定

なお、定例会以外の臨時練習会、懇親会の設定についてはこれを禁止しないが、その場合は会員各人の自由参加であり、この会則は適応されない。

4会員

1 会員資格

棋力・棋風に関わらず、囲碁に関心を持ち、かつ他のメンバーと共に囲碁を楽しむという目的に賛成し、様々な形・程度にせよこの目的達成のために活動するものは本会員となる資格を有する。

定例会への参加率は問わない。また、囲碁練習会以外の懇親会・交流会をメインとした参加も認める。北海道の居住がなくとも参加を認める。

定例会開催の変更連絡、臨時開催の連絡、その他レクリエーションの連絡を希望する場合にはメールアドレスを記入して代表へ提出すること。

この連絡先、個人情報に関しては会内の連絡にのみ使用されるものであり、他に流用されることはない。

2 除名に該当する項目

以下に挙げる項目に該当する場合、会員になることを認めない。あるいは役員会議の上で会員資格を剥奪する。

- ・営利団体、政治団体、宗教団体への勧誘行為
- ・定例会費納入を拒否する者
- ・他のメンバーに著しい不快感・不信感を与え、「皆で囲碁および交流を楽しむ」という本会の原則を著しく損なう者
- ・他のメンバーに暴力行為を行う者
- ・日本棋院北海道本部の職員および会員以外の利用者に著しい不快感を与え、本会の名誉を傷つける者

- ・当会の名称をことわりなく自己利益のために利用する者
- ・その他会則に違反する、あるいは反社会的行為などがあり、役員会の議決により除名すべきと判断された者

3 退会について

退会に関しては会員からの申し出があった場合、これを認める。
退会後も連絡を要するか否かはその際申し出ること。

5役員

1 本会の運営・事務管理は以下の役員によるものとする。

- ・代表
- ・副代表
- ・会計

2 役員による業務は以下のとおりである。

なお、業務分担については必ずしも固定せずどの役員が担ってもよいものとする。
また、必要に応じ他の会員に業務を依頼しうるものである。

- ・会の統括
- ・総会の開催
- ・HPの管理
- ・定例会会場の予約
- ・定例会の告知、連絡
- ・初参加者に対する説明、案内
- ・定例会での参加メンバー全員の対局相手、指導相手の調整
- ・定例会における会費徴収
- ・懇親会会場の設定、予約、会費徴収、会計
- ・定例会以外のレクリエーションの設定、連絡
- ・年1回の会計監査
- ・その他必要性が生じた時の臨時役員会の開催および議決内容の告示

3 役員の任期は1年とする。

総会において認められれば再任は妨げない。

4 役員は会員から相談があった場合、これを受けるものとする。

5 役員の罷免については下記の通りとする

会員5名以上から申し出があった場合、申し出があった月から
原則3ヶ月以内に臨時総会を開き、投票により決定するものとする
その場合、過半数の支持が得られない場合は申し出は棄却される

6総会

年度末に年1回総会を開催する。

事業報告、会計報告、次年度役員選出、会則の改正などを行う。

総会当日に参加できる会員のみで決定するものとする。なお、委任状があれば参加と認める。議決において票が半数で割れた場合には議長に権限があるものとする。

7会則に定められない事項については都度役員会において協議決定する。

ただし、会の存続が問われる場合には臨時総会を設けるものとする。

8この会則は平成27年10月5日より実施する。